

平成22年度 宇美町教育委員会の権限に
属する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価について

平成23年8月

宇美町教育委員会

目 次

- 第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について・・・1

- 第2 宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の
実施方針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

- 第3 宇美町教育委員会の平成22年度活動の概要について・・・・・・・・・・・・2

- 第4 宇美町教育委員会の基本目標に基づく平成22年度主要施策・・・・・・・・・・・・3

- 第5 宇美町教育委員会の基本目標に基づく平成22年度主要施策の点検及び評価に
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

- 第6 点検・評価に関する有識者からの意見について・・・・・・・・・・・・23

- 〈資料1〉宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評
価実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに法第27条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。

この規定により、平成20年4月1日からすべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする事とされました。

この法律の規定に基づき、宇美町教育委員会は、平成22年度の宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、宇美町議会へ提出します。

第2 宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

1 点検及び評価の目的

- (1) 宇美町教育委員会は、毎年、主要施策の取組状況について点検及び評価を行い、その事業の目的、課題や取組の方向性を明らかにすることで、効果的な教育行政のより一層の推進を図ります。
- (2) また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、住民に信頼される教育行政を推進します。

2 点検及び評価の対象

「平成22年度宇美町教育施策要綱」

3 点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、施策・事業の進捗状況を総括するとともに、その事業の目的、課題や今後の取組の方向性を示すもので、毎年1回実施します。
- (2) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で教育委員会において点検及び評価を行います。
- (3) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を宇美町議会へ提出します。また、報告書は公表するものとします。

第3 宇美町教育委員会の平成22年度活動の概要について

宇美町教育委員会は、宇美町長が宇美町議会の同意を得て任命した5人の委員により組織される合議体の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を執行している。教育委員会には教育長が置かれ、教育委員会の指揮監督の下にその事務をつかさどっている。委員の任期は4年である。

教育委員会の会議は原則として毎月定例会を開催し、必要に応じて臨時会、視察等を行っている。平成22年度は、定例会を12回、臨時会を2回開催し、議案26件、協議事項5件、報告事項45件について審議を行った。

定例教育委員会の会議以外の活動では、宇美町学校教育推進協議会に出席し、各小中学校の「平成22年度学校経営構想」について、学校長から詳細な説明を受けた。また、福岡教育事務所の学校改善訪問が5月31日に原田小学校、6月29日に宇美東小学校で実施されたため出席し指導・助言を受けた。

学校行事においては、教職員離任式、赴任式、小中学校入学式、中学校体育会、小学校運動会、中学校文化発表会、小中学校卒業式等に出席した。

社会教育関係の行事として、宇美町人権問題啓発講演会、糟屋地区体育大会結団式、宇美町成人式等に出席した。

さらに、女性教育委員2名は、福岡リーセントホテルで5月21日に開催された福岡県市町村教育委員会女性教育委員総会及び研修会に出席し、他市町村の女性教育委員と意見交換を行った。

平成22年度に宇美町教育委員会が特に重点として取り組んだ施策は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進で、平成23年4月1日現在、小学校4校、中学校2校を指定した。残りの小学校1校と中学校1校は、平成24年4月1日の指定に向け、学校運営協議会制度推進委員会を設置しながら調査研究を行っている。コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民が、合議制の機関である学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、より良い教育の実現を目指すという、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりの仕組みである。教育委員会との連携を密接に行うことで、学校・家庭・地域での取組がより円滑に行えた。平成23年度は学校運営協議会委員や教職員等の関係者に対して、制度の理解啓発を図るために研修機会の確保を行う予定である。

今後も、宇美町教育委員会は、現場の状況や実態を的確に把握するために、学校や施設の訪問、会議、研修等に積極的に参加し、諸問題に対し適切に対応を行いながら、宇美町教育施策の実現に向けて、引き続き積極的に教育行政を推進していく。

第4 宇美町教育委員会の基本目標に基づく平成22年度主要施策

I 豊かな心と健やかな体、確かな学力をはぐくむ学校教育の充実

知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成をめざし、「生きる力」をはぐくむ教育の実現は、全町民の切なる願いです。

具体的には、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性」としての豊かな心、「たくましく生きるための健康や体力」としての健やかな体、「基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」としての確かな学力を育成していくことが大切になります。

そこで、教育内容の充実や教育環境の整備、学校改革の推進を力強く実行し、一人ひとりの児童生徒に「生きる力」をはぐくむ教育を実現したいと考えます。

また、「自主・自律の時代の学校像」の確立へ向け、学校評価やコミュニティ・スクールをいかながら家庭や地域と連携・協力し、子どもたちがいきいきと学ぶ魅力ある学校づくりをめざします。

《教育内容の充実》

1. 豊かな心をはぐくむ教育の推進

- (1) 「子ども読書の街」づくりを推進し、読書に親しむ態度の育成をめざします。
- (2) 体験活動等を生かした道徳教育の充実を図ります。
- (3) 一人ひとりを大切にした生徒指導の充実を図ります。

2. 健やかな体をはぐくむ教育の推進

- (1) 健康教育の充実を図ります。
- (2) 町内全学校で食育を推進します。

3. 確かな学力をはぐくむ教育の推進

- (1) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力等を育成する教育の充実を図ります。
- (2) 学校の特色を生かした校内研究の充実を図ります。
- (3) 地域のよさ（もの・ひと・こと）を取り入れた教育活動の充実を図ります。

4. 社会の変化に対応する教育の推進

- (1) 総合的な学習の時間において主体的な問題解決能力の育成を図ります。
- (2) 小中学校を通して国際理解教育を推進します。
- (3) 情報教育と教育の情報化を推進します。

《教育環境の整備》

5. 楽しく、安心して学ぶことができる学校づくりの推進

- (1) いじめ・不登校問題等のない楽しい学校づくりを推進します。
- (2) 安全で学びやすい教育環境の充実を図ります。
- (3) 児童生徒、保護者の様々な悩みに対応する教育相談体制の充実を図ります。
- (4) 教職員の心身の健康の保持増進を図ります。

《学校改革の推進》

6. 特色ある学校づくり・開かれた学校づくりの推進

- (1) 学校経営要綱に基づく特色ある学校づくりの充実を図ります。
- (2) 教員としての専門性、社会性及び人間性を高めるための研修等の充実を図ります。
- (3) 家庭と地域との連携協力による自主的・自立的な学校運営を推進するとともに、教育活動等の成果を検証・改善するための学校評価システムの構築をめざします。
- (4) 地域に対する情報発信と学校公開を促進します。

Ⅱ 生涯学習の視点に立った社会教育の推進

科学技術の発展や、社会の急激な変化、また、少子・高齢化により、人々の価値観や生活様式は多様化しています。そのニーズに応えるために、心の豊かさや生きがいにつながる学習機会を保障し、自己実現を図る生涯学習社会の構築をめざします。

町民が心豊かに生活をするためには、一人ひとりが個人として尊重され、その個性や能力を十分に発揮できる差別や偏見のない社会の実現が不可欠です。そこで、人権教育・啓発をすべての学校・地域社会において推進します。

町民が主体的にスポーツやレクリエーションに親しめる環境の整備・充実を図るとともに、適切な指導者を確保しつつ、町民一人ひとりが生涯の各ライフステージにおいて日常的にスポーツ活動に取り組むことのできる生涯スポーツ社会の実現をめざします。

宇美町は豊かな自然に恵まれ、古い歴史と伝統が息づく町であり、町民の心には郷土の貴重な文化遺産を保護し、継承しようとする意識が高まっています。そこで、文化的行事への支援や各種文化団体の育成を図るとともに、貴重な文化財の保存・継承に努めます。

1. ゆとりと生きがいをはぐくみ、活力ある地域社会をつくる活動の推進

- 生涯学習の視点を施策に反映させ、官民一体となって生涯学習の推進に努めます。
- 生涯学習コアゾーン「ふみの里まなびの森」を学びの中核として、町内の生涯学習施設と連携を図り、地域交流センター「うみ・みらい館」を拠点に生涯学習を推進します。

- 学習者の幅広い選択を可能とする学習情報及び多様な学習活動の機会や場を提供します。
- 社会教育施設において、講座・講演会の開催や継続的な活動に対しての支援を行い、施設の充実及び利用の促進を図ります。
- 学習支援者派遣事業「まなびサポートうみ」の充実を図り、経験豊かな高齢者や優れた知識や技能をもつ人材の発掘と育成に努めます。
- 出前講座における役場職員の派遣プログラムの充実を図り、利用を促進します。
- 学校・家庭・地域社会が連携し、子どもたちの健全な成長・発達をめざした学社連携・協力を促進します。
- 公民館類似施設（自治公民館）及び社会教育関係団体の活動を支援し、団体相互の連携を図ります。
- 家庭・地域の教育力向上に努めるとともに「心が触れ合うあいさつ（声かけ）運動」を推進します。
- 教育委員と社会教育委員の連携・協調を図ります。

2. 町立図書館の充実と読書活動の推進

- 多種・多様な図書資料を整備し、資料センター、学習情報センター、読書センターとしての機能の充実を図ります。
- 「おはなし会」や「映写会」等の催し物、小・中・高校生の「図書館員の体験活動」等の実施により、多くの人に親しまれる図書館をめざします。
- レファレンス・サービス（相談業務）を充実させ、調べ学習や課題解決の支援をします。
- 読み聞かせや図書資料の修復等の講座を実施し、読書ボランティアの人材育成を図ります。
- 「宇美町子ども読書活動推進計画（ふみの里うみっ子読書プラン）」に基づき、町立図書館を核としながら学校（園）、家庭、地域が連携協力し、子どもの読書活動を推進します。
- 町立図書館を中心として学校司書を一元管理することにより、町立図書館と各学校図書館の連携を深め、学校図書館の充実を図ります。

3. 明るくたくましい青少年の育成

- 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施を推進します。
- 生活体験を豊かにする通学合宿の実施を促進します。
- 放課後や週末等に子どもが、地域の人々との交流や、体験活動ができる安全安心な居場所づくりの推進、充実に努めます。
- 青少年の健全育成を図るため、関係機関・団体と連携し、家庭や地域の教育力の向上に努めます。
- 青少年関係団体の活動を支援し、各種事業への協力や自主的な活動を実践できるジュニアリ

ーダーを育成します。

- 「宇美町と扶餘教育庁との学生相互交流に関する協定書」に基づき「宇美町少年の翼」「サピ少年団」交流事業を推進します。
- 子どもを取りまくあらゆる関係機関・団体と連携し、子どもたちの多様な体験活動と発表の場である「ふみの里まなびの森フェスタ」の充実に努めます。
- 青少年関係団体と連携し、青少年をめぐる非行や犯罪被害の予防・抑止、有害環境の浄化活動等を促進します。

4. 人権が尊重される教育の推進

- 人権教育に関する講演会及び啓発事業等を実施します。
- 人権尊重週間での取り組みの充実に努めます。
- 社会教育における人権教育関係団体を支援します。

5. 健康で明るい町民の育成

- スポーツを通じた町民の健康づくりを推進するために、町民が気軽に参加できる各種スポーツ大会等を実施します。
- 生涯スポーツの推進を図るために、宇美町社会教育施設等定期利用団体を支援し、学校施設及び社会体育施設を有効活用します。
- スポーツの振興と発展を図るために、体育協会及び宇美町スポーツ少年団等のスポーツ関係団体を支援します。
- 総合型地域スポーツクラブを視野に入れた、子どもたち及び高齢者等を対象としたスポーツ事業を実施します。

6. 歴史と伝統に培われた町民文化の創造

- 宇美町文化協会との連携を図り、文化振興や各種サークル活動を支援します。
- 宇美町文化財専門委員会に町指定文化財候補を選択、諮問し町指定文化財の増加をめざし、文化財の愛護意識を高めます。
- 埋蔵文化財の保護と啓発を図るため、発掘調査及び試掘調査の成果をもとに、町内の文化財分布地図作製に着手し平成24年度を目途に完成させます。
- 特別史跡「大野城跡」の計画的な土地の公有化を進め、史跡の保存・保護に努めます。
- 歴史民俗資料館の展示内容の充実と資料の整理・公開に努め、生涯学習の推進を図ります。

第5 宇美町教育委員会の基本目標に基づく平成22年度主要施策の点検及び評価について

I 豊かな心と健やかな体、確かな学力をはぐくむ学校教育の充実

《教育内容の充実》

【施策の取組状況】

1. 豊かな心をはぐくむ教育の推進

(1) 「子ども読書の街」づくりを推進し、読書に親しむ態度の育成をめざします。

- 4月23日の「子どもの読書の日」に、各学校において読書についての取り組みを実施した。
- 「第2回宇美町図書館を使った調べ学習コンクール」を実施するにあたり、6月9日、うみ・みらい館において、各学校で校長より指名された調べ学習担当者及び図書司書を対象とする指導者研修会を行った。
- 6月から7月にかけて、各学校において、調べ学習の指導者研修会を受講した各学校の担当者による「調べ学習についての研修」を行った。
- 各学校において週時制の中に「読書タイム」を設定し、子ども達の読書の時間を確保したり担任やボランティアによる読み聞かせを行った。

(2) 体験活動等を生かした道徳教育の充実を図ります。

- 各学校において「道徳参観」を実施して保護者に道徳の時間の授業を公開し、親子で道徳的価値について考える場を提供した。
- 学校行事と道徳の時間との配置を意図的、計画的に配置するよう指導し、関連的な指導（「集団宿泊訓練」と「協力」など）を行うことができるようにすることとおして、道徳的実践力を高めることができる年間指導計画となるようにした。
- 中学校においては、職業や自分の将来について考えるキャリア教育の一環として、町内外各所での職場体験を行った。

(3) 一人一人を大切にした生徒指導の充実を図ります。

- 1月に、町内のいじめの状況を把握するデータ収集のために、町内全校で「いじめアンケート」調査を行い、生徒指導委員会で分析結果をもとにして対応策を検討した。
- 年6回、生徒指導委員会を実施し、福岡県や福岡教育事務所からの情報を伝えたり町内の生徒指導上の諸問題を共有したりして生徒指導の取り組みの方向性を確認するとともに、中学校区単位で小中学生の生徒指導上配慮すべき情報交換を行い、小中学校が連携・継続して指導にあたれるようにした。
- 各学校を巡回し、校長、教頭、教務と面接を行ったり各学級を訪問したりしながら、「授業が成り立たない」「学習規律が保たれていない」等の諸問題がないか、確認、指導した。

【今後の取組の方向性】

- 各学校の司書教諭と図書司書とが連携し、調べ学習において必要な書物や情報などを効率的に準備・確保します。
- 23年度も引き続き「第3回宇美町図書館を使った調べ学習コンクール」を実施します。併せて、各学校の司書教諭、図書司書に対する調べ学習についての指導力向上を図る研修を実施します。

- 各学校における「道徳参観」を引き続き設定します。
- コミュニティ・スクールの取り組みと関連させ、地域の清掃活動に参加したり挨拶運動に取り組んだりすることをとおして、道徳的実践力を発揮する場を学校外へと広げていくよう指導していきます。
- 生徒指導の機能を生かした授業づくり（自己決定の場を設定、共感的人間関係の醸成、自己存在感を感じることが出来る場や活動等の設定）を充実させるなど、積極的生徒指導の取り組みを充実させます。同時に、問題行動が発生した場合は、校内の生徒指導委員会、いじめ対策委員会などとおして報告、連絡、相談を速やかに確実に出来る体制づくりについての指導を行います。
- 学校への訪問を積極的に行い、教育委員会と各学校との連携強化を図ります。

【施策の取組状況】

2. 健やかな体をはぐくむ教育の推進

(1) 健康教育の充実を図ります。

- 朝起きた時刻、夜ねた時刻、朝食をとったかどうか、テレビやゲームをした時間、読書した時間、進んで挨拶ができたかどうかを振り返ったり、自分の課題を把握し、これからの生活習慣や読書への取組などの目標を立てて、再度記録することを促す「すくすくカード」を使った取り組みを行った。
- 教職員や PTA、社会教育委員や町民育成会議の方々と、子どもたちが一緒になって登校時の挨拶運動を行った。

(2) 町内全学校で食育を推進します。

- 保育園、小中学校がそれぞれの実態を把握し、共通の指導方法（食材、切り方、味付け等）を行うことにより、残滓が目立つ野菜料理・果物の残滓量が減り、よくかんで給食を食べることができるようになった。
- 各小中学校において、食に関する指導の全体計画、各学年の食に関する指導の目標・年間計画を作成し計画的に推進した。また、全小中学校においてアレルギー児に対する除去食の対応や調理員に料理の指導を行った。
- 中学校の全校放送を活用し、望ましい食習慣の形成や食に関する理解を促進した。
- 町広報誌において学校給食の献立を掲載し、学校給食を広く周知した。
- 小中学生を対象とした給食の人気献立や糟屋地区の地場産物を活用した親子料理教室を実施することで、料理への興味や実践力の向上がみられた。
- 弁当の日を各小中学校で実施することで、食に対する関心がたかまり、家族との触れ合いを深めることができた。例えば、「チャレンジカード」による①自分だけで作る「パーフェクトコース」②親と一緒に作る「お手伝いコース」③おにぎりだけ自分で作る「おにぎりコース」④作ってくれる人と同じ時間に起きる「早起きコース」⑤作ってくれた人に、思いっきり感謝を伝える「ありがとうコース」の中から、自分に適したコースを選んで実施した。

【今後の取組の方向性】

- 「すくすくカード」の取り組みを、コミュニティ・スクールの活動として位置づけ、学校から家庭へとその取り組みの主体を委譲しつつ、学校は無理なく継続的に取り組めるようカードの印刷や評価をするなど必要なサポートを行うようにする。
- 挨拶運動の意義や運動の内容を子ども達で話し合わせる場を設定するなど、恒常的な挨拶習慣が身に付くよう、運動の見直しを行う。
- 食育推進のため「子ども料理教室」を開催し、子どもたちの自発的な参加を促します。
- 弁当の日を充実させるため、学校給食の献立を生きた教材ととらえ、児童生徒の食材知識を深めるとともに料理の実践力の向上を図ります。
- 学校における食育の推進のため、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等の学校教育活動全体を通じて、食に関する取り組みを進めます。

【施策の取組状況】

3. 確かな学力をはぐくむ教育の推進

(1) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力等を育成する教育の充実を図ります。

- 全国学力学習状況調査や各種学力テストの結果から、各学級で特に学力保障をする必要のある子どもに対し、指導方法工夫改善担当と連携した個別指導、取り出しての補充学習を実施した。
- 町内学力向上委員会を設定して、東京書籍の問題データベースを活用しながら宇美町統一学力テストを作成、実施し、各学校の子どもの実態をより詳しく把握した。
- 宇美町教育委員会主催の学校訪問を秋に行い、その中で、全国学力学習状況調査の結果分析およびそこから考えられる授業改善のあり方を学校に提示した。
- 福岡教育大学附属福岡小学校特別支援教育部の支援を受けて、「一日実地研修」を行い、特別な支援を必要とする子どもへの支援のあり方について特別支援教育担当者研修を行った。
- 井野小学校第2学年において、学級編成の弾力化を行い、少人数学級で子ども同士の学び合いを深める学習指導を行った。

(2) 学校の特色を生かした校内研究の充実を図ります。

- 年間を通して各学校の校内研究授業における指導・助言を行い、授業改善に努めた。
- 小中合同研修会の運営は、代表校方式から各学校の研究主任が行う方式にシステムを変更した。また、研究要項や指導案を学校ネットワークシステムを使って情報交換するように促した。
- 原田小学校、宇美南中学校は、文部科学省指定「英語教育改善のための調査研究事業」、宇美、宇美東、桜原、井野小学校と宇美、宇美東、宇美南中学校では、文部科学省指定の「コミュニティ・スクール推進のための研究」を通して、学校運営協議会のあり方についての研究を行った。宇美中学校では、文部科学省指定の「中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校」の研究を行った。

(3) 地域よさ（もの・ひと・こと）を取り入れた教育活動の充実を図ります。

- 福岡教育大学と糟屋地区教育委員会との連携協力に関する協定を交わし、教員・学生等の派遣をうけ教育内容の充実を図った。
- 副読本編集委員を中心に、副読本「わたしたちの宇美」の改訂に向けて原稿執筆を進めた。
- 第2回宇美町図書館を使った調べ学習コンクールを実施し小中学校から2,525点の応募があった。その中で優秀な作品を全国コンクールに出品し、奨励賞1点、佳作1点の評価を得た。

【今後の取組の方向性】

- 宇美町学力向上委員会の取り組みを、問題作成から結果の分析と分析結果を反映させた授業改善の実施へと進めていきます。
- 小中合同研修会は、研究主任の主体的研修の場としての機能が働くように運営について改善を進めます。また、各学校の授業に対する細やかな指導、助言体制を整え、教職員の達成感、有用感を高める工夫を行います。
- 研究発表となる原田小学校、宇美南中学校の文部科学省指定「英語教育改善のための調査研究事業」と宇美中学校の文部科学省指定「中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校」については、各学校と教育委員会との連携体制を強化し、運営を行います。
- 秋に行われる町教育委員会による学校訪問では、全国学力学習状況調査事等の結果分析から見る授業改善についての指導に加えて、日常の学校訪問をとおしてまとめ各学校の実情を踏まえた授業改善の具体的手立ての達成度からの指導も行います。
- 第5次総合計画及び行政組織機構改革が行われることから、副読本の内容について見直しを行い8月に改訂版を発刊します。
- 筑紫女学園大学・短期大学と「宇美町学校サポート制度」の協定を交わし、学生ボランティアによる教育活動の充実を図ります。

【施策の取組状況】

4. 社会の変化に対応する教育の推進

(1) 総合的な学習の時間において主体的な問題解決能力の育成を図ります。

- 各学校の総合的な学習の時間の充実のために指導助言を行った。
- コミュニティ・スクールを活用し、校区の特色を生かした総合的な学習の時間の授業を実施した。

(2) 小中学校を通して国際理解教育を推進します。

- 日本人英語講師（JTE）を各小学校へ派遣し、学級担任とともに外国語活動の指導を行うことで、平成23年度から本格実施となる外国語活動に備え、充実した授業を行った。
- 次年度からの外国語活動の本格実施のために、町独自の英語活動カリキュラムを作成し、各担任が活用できるようにした。
- 昨年度から引き続き中学校英語教諭1人を小学校に配置し、外国語活動研究の充実を図った。
- 原田小・宇美南中の文科省指定「研究開発学校（外国語活動）」のなかで、福岡県教育センター

や福岡教育大学の先生を招聘して運営指導委員会を実施し、小中連携の外国語活動（英語教育）の在り方について指導助言を受けた。

（3）情報教育と教育の情報化を推進します。

- 各学校において電子黒板の研修が行われ、授業においての効果的な活用が図られた。
- 小学校に国語、算数、社会のデジタル教科書を導入した。平成23年度から活用を図る。
- 非行防止学習の徹底として、「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止」について、小学校6年生、中学校全学年、全ての学校で実施することができた。

【今後の取組の方向性】

- 各学校の教育活動の充実のために、コミュニティ・スクールを活用し、地域住民や保護者が教育活動に参画できるシステムを構築します。
- 23年度は原田小・宇美南中の文科省指定「研究開発学校（外国語活動）」の研究が3年目となり、10月には研究発表会を実施します。23年度は文部科学省教科調査官を2度招聘し、公開授業や今後の運営に対し指導助言をいただき、教職員に研修を行います。また引き続き福岡県教育センターや福岡教育大学の先生を招聘して運営指導委員会を定期的実施していきます。
- 学校ネットワークシステムのバージョンアップを行い、さらなる教育の情報化を推進します。

《教育環境の整備》

【施策の取組状況】

5. 楽しく、安心して学ぶことができる学校づくりの推進

（1）いじめ・不登校問題等のない楽しい学校づくりを推進します。

- 生徒指導上の諸問題に関する実態調査に町単独調査を加え、いじめや不登校問題等の現状把握と解決に向けての取り組みを学校や適応指導教室、教育相談室と連携を図りながら行った。
- 中学校において20名の部活動教員外指導員を配置し、生徒にスポーツや文化等に親しませ学習意欲の向上や責任感、連帯感を涵養した。延べ2,208日間指導を行った。

（2）安全で学びやすい教育環境の充実を図ります。

- 宇美小学校校舎①-2棟外、宇美東小学校校舎の耐震補強工事を実施した。この工事で町内小中学校すべての耐震補強工事が完了した。
- 学校施設評価（試行）を宇美町教育委員会の学校訪問に合わせて実施し、安全性の確保と教育環境の整備を図った。
- 小学校新一年生全員に防犯ブザーを配布した。また、スクールガードリーダーが青パトで登下校の時間帯に合わせて巡回パトロールを実施することで児童・生徒の安全確保を行った。

（3）児童生徒、保護者の様々な悩みに対応する教育相談体制等の充実を図ります。

- 宇美町教育相談室 相談員4名（臨床心理士2名、社会福祉士1名、言語聴覚士1名）による面接・訓練・教職員へのコンサルテーション、研修を実施した。

（教育相談）延べ 721件 対象児童生徒数 64人

(ことばの相談) 延べ 169件 対象児童生徒数 17人

- 町子ども療育センター「すくすく」の利用保護者を対象に就学相談説明会を1回実施した。
- 教育相談室と中学校との連携を図るため、中学校新1年生に係る教育相談報告書を作成した。
- 特別支援学級への入級を検討される保護者に学校見学を実施した。
- 特別支援学校への入学、転校を検討される保護者のために学校見学を設定した。
- 県スクールカウンセラー活用調査研究事業を実施した。県費の非常勤のスクールカウンセラー(臨床心理士)2名を3中学校で活用し、不登校や学校生活の悩みについて相談にあたるほか、生徒指導委員会やケース会議に参加した。

相談件数 436件

- 県スクールカウンセラー活用調査研究事業(スーパーバイザー)を活用した。臨床心理士1名が各小学校を巡回し、教員の指導、研修にあたった。

相談件数 18件、研修 1回

- 町カウンセラー緊急支援を行った。宇美町教育相談室相談員を当該校へ派遣し、巡回観察や教師へのコンサルテーション、特に支援が必要な児童への個別面談にあたった。(相談員 3名、延べ107時間)
- 宇美町適応指導教室(くすのき教室)は週4日、3名の指導員で開室し、10名が通級、内1名が学校に復帰、在籍中学3年生2名中2名が高校に進学した。

(4) 教職員の心身の健康の保持増進を図ります。

- 勤務時間の適正な把握の報告を10月から12月まで行い、長時間労働者の実態把握に努めた。
- 町単独で産業医によるメンタルヘルス事業を予算化し、長時間労働による健康障害の防止体制を図った。

【今後の取組の方向性】

- 学校施設評価を教育委員会と学校が協力して行い、安全性の確保を図ります。
- 宇美町教育相談室に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、言語聴覚士を配置し、教育相談・支援体制の充実を図ります。
- 教職員を対象に、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への理解を深める研修を行います。
- 23年度も不登校児童生徒の学校への適応を図る適応指導教室を開設し、一人一人の実態に応じた支援を行い、学校への復帰を促します。

《学校改革の推進》

【施策の取組状況】

6. 特色ある学校づくり・開かれた学校づくりの推進

(1) 学校経営要綱に基づく特色ある学校づくりの充実を図ります。

- 町単独でスクールサポーター制度を実施した。将来、教員や臨床心理士を目指す大学生・大学院生などを登録し、小中学校へ派遣した。

宇美小 2名（日本語支援 38回） 桜原小 1名（学習支援 15回）

宇美東中 1名（音楽指導補助 56回） 宇美南中 3名（学習支援 72回）

(2) 教員としての専門性、社会性及び人間性を高めるための研修等の充実を図ります。

○若年教員や非常勤講師に対しては、個人的に授業を参観し、活動の構成や発問、板書などの授業技術について指導した。また、特別支援教育担当者研修の一環として、福岡教育大学附属福岡小学校の特別支援部の協力を得て一日指導体験研修を行った。これらの研修を通して、「自分の授業を改善する点が明らかになった」「具体的な手だてやその意義が理解でき、自分の授業で使うことができた」という教師からの評価を得た。

○宇美町学年部会については、他の研修との日程調整ができず、実施は見送ることとなった。

○宇美町論文研修会を立ち上げ、校長より推薦を受けた教師の論文執筆に対して指導、助言を行った。参加者は、全員論文を執筆し、糟屋地区論文コンクールに応募して、受賞するなどの成果も見られた。

○小中合同研修会の運営を、代表校による授業公開から町内全校の授業公開へと変更し、より実践的な研修となるようにした。また兵庫教育大学の加藤明教授を全体講師に迎え、師範授業をしていただき、新学習指導要領完全実施に向けたこれから目指すべき授業のモデル像を共有できるようにした。

(3) 家庭と地域との連携協力による自主的・自立的な学校運営を推進するとともに、教育活動等の成果を検証・改善するための学校評価システムの構築をめざします。

○学校・家庭・地域との連携を図るため、桜原小学校と宇美南中学校をコミュニティ・スクールに指定（5月1日）。宇美東小学校、井野小学校、宇美東中学校は平成23年4月指定を目途に学校運営協議会制度推進委員会を設置し研究に取り組んだ。

○各学校が学校評価、学校関係者評価を実施し、教育委員会に報告することにより学校運営の改善を図った

(4) 地域に対する情報発信と学校公開を促進します。

○コミュニティ・スクールだよりを発刊し地域に対して情報発信を行った。

○積極的に学校の公開を実施し、開かれた学校づくりを推進した。

○各学校のホームページについては、定期的な更新を依頼しているが、学校間において内容の充実度に差がある。

【今後の取組の方向性】

○大学との連携を図り、学生ボランティアを募集して、スクールサポーター制度の充実を図ります。

○各学校の教育活動の充実のために、コミュニティ・スクールが中心となって、地域住民や保護者が教育活動に参画できるシステムを構築します。

○中学校区での小中のコミュニティ・スクールの交流を行い、小中連携を積極的にすすめます。

○各学校が特色あるホームページを作成するために支援を行います。

Ⅱ 生涯学習の視点に立った社会教育の推進

【施策の取組状況】

1. ゆとりと生きがいをはぐくみ、活力ある地域社会をつくる活動の推進

○生涯学習の視点に立った社会教育の推進として、公民館主催講座、児童・生徒や地域の学習活動を更に充実させる学習支援者派遣事業や職員出前講座を実施。また、公民館類似施設（自治公民館）を拠点とした地域活性化を支援する公民館類似施設整備費補助金及び公民館類似施設活動支援補助金交付、各種団体やサークルの学習支援などを実施した。

①公民館主催講座

・いきいき講座

高齢者や団塊世代を対象の中心として、生きがいづくりの推進や学習活動の支援を目的とし実施
年 10 回（通年受講） 延べ 345 名受講

・チャレンジクラブ

子ども同士や親子による体験活動をとおして、青少年の健全育成を図ることを目的とし実施
チャレンジクラブⅠ 子ども対象 年 18 回（通年受講） 延べ 606 名受講

チャレンジクラブⅡ 親子対象 年 3 回 親子 49 組 延べ 110 名受講

・子育て講座（乳幼児期編）

目的 乳幼児期の子どもを持つ保護者等が、学習、交流を通して、子育ての悩みや不安を解消する。

対象 乳幼児期の子どもを持つ保護者等

回数 春 4 回連続講座 冬 4 回連続講座

参加者 春延べ 86 名 冬延べ 34 名

・子育て講座（思春期編）

目的 思春期の子どもを持つ保護者等が、思春期を迎えた子どもの心の変化、身体の変化やとりまく環境の変化を知ることにより、思春期の子どもとの関わり方を学ぶ。

対象 思春期の子どもを持つ保護者等

回数 秋 3 回公開講座

参加者 延べ 35 名

②学習支援者派遣事業「まなびサポートうみ」

・学習支援者の登録 個人 57 名 団体 16 団体（平成 23 年 3 月末現在）

・派遣者数 579 名

・公開講座 3 回

A コース「自分に合ったストレッチと筋力アップ体操を見つけよう」14 名参加

B コース「詩吟の楽しみ方」12 名参加

C コース「パン粘土でお部屋のインテリア作りを楽しもう」9 名参加

③職員出前講座

・講座数 36 講座

・派遣回数 24 回

④公民館類似施設整備費補助金「根拠：宇美町公民館類似施設整備費補助規程」

- ・町内の各行政区にある公民館類似施設（自治公民館）の施設整備に対し、補助を実施した。
補助実施行政区 10行政区 補助総額 26,366,000円

⑤公民館類似施設活動支援補助金「根拠：宇美町公民館類似施設活動支援補助金交付要綱」

- ・公民館類似施設を拠点とした、地域住民の総意に基づく、住みよい地域づくりを支援するため補助金を交付した。

補助実施行政区 1行政区（ひばりが丘3区） 補助金額 100,000円 内容 通学合宿

⑥各種団体及びサークルの学習支援「根拠：宇美町社会教育施設等定期利用団体に関する実施要綱」

- ・各種団体及びサークルの活動支援を図ることにより、文化・スポーツの振興と発展に資するため、社会教育施設、社会体育施設又は小中学校施設を定期的に利用する団体を設定し、継続的な活動が行える環境の整備を実施した。
- ・定期登録団体 183団体

○社会教育委員会議

「あいさつ（声かけ）運動の推進」と「食育に関する調査研究」を活動目標として、家庭教育を振興するため、年間12回の定例会議を実施。「食育に関する調査研究」の中間報告をまとめ、教育委員・社会教育委員合同会議で報告。また、「早寝早起き朝ごはん・読書活動・あいさつ運動連携プロジェクト」に参加し、啓発活動を実施した。

【今後の取組の方向性】

- 公民館講座については、更なる内容の充実に取り組み、受講者数の増員及び新規参加を促進します。
- 学習支援者派遣事業「まなびサポートうみ」及び職員出前講座については、児童・生徒や地域の学習活動を更に充実させるため、より幅広い団体への利用を促す広報活動を行います。
- 公民館類似施設（自治公民館）を拠点とした地域活性化については、今後も施設整備及び活動支援に対する補助や自治公民館研修会による事例発表、又は講話等を行うなど、自治公民館活動の支援を行います。
- 社会教育委員会議については、「あいさつ（声かけ）運動」の継続、「食育に関する調査研究」について定例会議で協議を行い、更なる家庭教育の振興を図ります。
- 社会教育施設の耐震診断及び耐震補強事業を実施します。

【施策の取組状況】

2. 町立図書館の充実と読書活動の推進

- 町立図書館における利用を促進するために、新刊図書等の購入や資料収集による資料の充実を図るとともに、利用者からのお尋ねに応えるレファレンスサービスや、資料のリクエストを受けるなどの他、図書館ホームページや町広報での新刊案内等のサービスを行った。また、開館以来、寄贈を受けた図書のうち受入れ可能な図書の整備（書誌データ化や装備）を国の緊急雇用対策

事業により実施し、蔵書の充実を図った。

①図書資料の充実

・平成22年度購入（受入）状況

図書 購入 一般 4,073冊 児童 1,060冊

寄贈図書整備 5,006冊

（平成22年度末蔵書数）図書 一般 86,556冊 児童 32,414冊

雑誌 153タイトル 総計2,148冊（内、寄贈 13タイトル 152冊）

視聴覚資料 CD 67点 DVD 76点

（平成22年度末蔵書数）視聴覚資料 CD 1,314点 DVD 1,188点

・新聞利用サービス

一般4紙 経済1紙 英字1紙 スポーツ1紙 子ども新聞1紙

・糟屋地区8市町の広報誌や各種情報誌等収集し、館内での利用に供した。

②図書館利用状況

・平成22年度入館者

186,752人（1日平均 648人）

・図書館利用登録（平成22年度末現在）

総登録者数 15,955人（対人口）利用登録率 41.86%

（平成21年度末 総登録者数 14,031人 利用登録率 36.84%）

・平成22年度貸出人数及び貸出冊数

71,640人 297,628冊

・平成22年度団体貸出

町内の小中学校をはじめ、学童保育所やおはなし会等の団体に対し、学習教材やおはなし会等への使用のために団体貸出を実施。また、登録団体にエプロンシアターや紙芝居舞台等の備品の貸出も実施した。

登録団体 39団体

利用団体 延べ22団体 貸出資料 2,049冊

③図書館サービス

・リクエストサービス

利用者のリクエストに応えるため、新規図書購入のほか、他の図書館へ資料の借受を依頼したり、他の図書館へ資料を貸出する相互貸借を実施した。

リクエスト総数 817件（平成22年度）

うち購入資料 134件

他の図書館から借りた資料 636件

他の図書館へ貸した資料 47件

・レファレンスサービス（平成22年度）

受付件数 3,350件

・コピーサービス（平成22年度）

利用者 389件 1,543枚

④図書館啓発事業

・図書館読書まつり

図書館活動のより積極的な普及・啓発を図り、併せて地域交流センターの利用活性化を図るために、9月25日から10月3日に各種行事を実施した。

(1)上映会 「おくりびと」 参加者25名

(2)ブックリサイクル 保存期限経過雑誌1,395冊、雑誌付録と寄贈図書(受け入れできない図書約50冊)を利用者に提供した。

(3)読書まつりおはなし会 図書館おはなしのへやにて、図書館ボランティアで実施
参加者30名

(4)布の絵本ポエム作品展示 図書館おはなしのへや

(5)工作&おりがみ教室“どんぐりとおりがみでトトロを作ろう” 図書館おはなしのへやにて、図書館職員で実施した。

参加者 16名

(6)町制施行90周年「写真で見る宇美町の歩み」展 町の歩みを写真で紹介
写真資料 37点展示

・幼児向けおはなし会の実施 図書館おはなしのへや(多目的ホール)にて、定例22回
スペシャル3回 参加者延べ945名

・1日子ども図書館員の実施 夏休みに小学3～6年生対象
実施回数3回 参加者延べ10名

・夏休み子ども映写会 初めての取組みとして、子どもたちに興味深い映画の上映を通して、
図書館利用を促し、読書に親しむ機会を作るために上映会を実施。
実施回数 午前の部1回、午後の部1回 参加者延べ226名

⑤読書ボランティア養成講座

(1)読み聞かせ初級編・中級編

目的 絵本の読み聞かせはじめ、ストーリーテリング、ブックトークなど、子どもを読書に親しませるための多様なスキルを学ぶ。

対象 読み聞かせに興味のある方等

回数 各3回連続講座

参加者 初級編19名 中級編14名

(2)図書資料修復講座

目的 資料を修復するための技術を習得し、ボランティアの育成につなげる。

対象 図書の修復に興味のある方

回数 2回連続講座

参加者 11名

○「宇美町子ども読書活動推進計画」の実施

平成21年度に策定した「宇美町子ども読書活動推進計画(ふみの里うみっ子読書プラン)」に

基づき、町立図書館を中心に各種取組を実施したが、行政各課との連携や働きかけなど十分でない面もあった。平成22年度から町立図書館を中心として、学校司書を一元管理したことで、町立図書館と学校図書館の連携は深まり、校長室文庫のローテーションや夏休みの調べ学習の支援など充実した点もあった。

【今後の取組の方向性】

- 町立図書館は、開館より4年を経過したところであり、新規の利用促進に努めることももちろんリピーターの確保が課題となってきました。さらに図書資料の充実と使い易さの追求を進め、魅力ある特集の実施や資料の配置、事業などの工夫に努めます。本年度、初めて実施した「夏休み子ども映写会」などは、好評であった上に、図書の貸出も増えたことから、今後も継続実施します。
- 学校司書の一元管理を続け、学校図書館と町立図書館との連携を一層深め、子どもの読書活動を推進します。
- 「宇美町子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の一層の推進、充実を図るため、各推進主体の施策評価を行うとともに、町立図書館協議会や読書推進会議による指導助言を受けながら、なお一層の子どもの読書活動を推進します。

【施策の取組状況】

3. 明るくたくましい青少年の育成

○青少年の健全育成を図り、関係機関・団体と連携し、家庭や地域の教育力の向上と明るくたくましい青少年の育成に努めるため、家庭、学校、地域が連携した「早寝早起き朝ごはん・読書活動・あいさつ運動連携プロジェクト」を実施。また、国際交流事業として「サピ少年団招請」事業、「少年の翼事前視察」事業を実施し、青少年関係団体や地域子ども教室推進事業の支援、青少年をめぐる有害環境の浄化活動として、町内店舗等の立入調査を実施した。

①「早寝早起き朝ごはん・読書活動・あいさつ運動連携プロジェクト」

目 的 家庭、学校、地域が連携し、「早寝早起き朝ごはん」「読書活動」「あいさつ運動」を同時に取り組むことで青少年健全育成を図る。

対 象 小中学校児童生徒、青少年育成町民会議、社会教育委員会、PTAなど

回 数 各学校、朝校門にて8回実施

②「サピ少年団招請」事業

目 的 前年度の「宇美町少年の翼」団員の家庭が、大韓民国扶餘郡サピ少年団をホームステイ受入することで友好を深め、相互の教育や文化に関する理解と研鑽を図る。また、「少年の翼事前視察」事業は、扶餘教育庁へ次年度の「宇美町少年の翼」事業の事前視察を行う。

受 入 大韓民国 初等学校5年生～中学2年生 15名

泊 数 ホームステイ 3泊4日

③青少年関係団体の支援及び連携

青少年関係団体の活動を支援し、明るくたくましい青少年の育成、青少年の非行、被害防止などの青少年健全育成を図る。

行政及び各種関係団体と連携し、平成22年度「青パト出発式」、「あいさつ声かけ運動」合同事業を実施 参加者約120名

④宇美町地域子ども教室推進事業「いきいきいのっこ子ども教室」

目的 井野小学校を活動の拠点とし、週末等における子どもたちの安全な居場所づくりを推進することにより、子どもたちの健やかな育成を目的とする。

対象 井野小学校全児童

参加者 年間延べ参加児童504人 年間延べ参加ボランティア276人

回数 年28回、補助金額 353,666円

⑤町内店舗等立入調査

目的 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「子ども・若者育成支援強調月間」に合わせ、関係団体及び警察官とともに町内コンビニ、カラオケ、ゲームセンター等の有害環境浄化活動を実施する。

件数 町内立入調査実施箇所 7月7ヶ所、11月6ヶ所 計13カ所

⑥ふみの里まなびの森フェスタ（少年少女の主張大会・体験ワークショップ）

目的 少年少女の主張大会：論理的に物事を考える力、自分の主張を正しく理解してもらう力、広い視野と柔軟な発想や創造性などを身につけることを目的として実施。

体験ワークショップ：地域の方々の協力の下、子どもたちに多様な体験活動や遊びの場を提供することで、子どもの自主性・主体性・創造性の確立と、家庭・地域の教育力向上への意識啓発を図る。

参加者 少年少女の主張大会 約150人

体験ワークショップ 約500人

【今後の取組の方向性】

- 学校、地域、各種団体と連携し、青少年の体験活動の機会や場を提供する、「ふみの里まなびの森フェスタ」を実施します。
- 生活体験を豊かにする通学合宿の支援を行います。
- 放課後や週末等、地域の人々との交流や体験活動ができる、子どもたちの安全安心な居場所づくりを支援するとともに、他の小学校区への啓発を実施します。
- 家庭、学校、地域が連携した「早寝早起き朝ごはん・読書活動・あいさつ運動連携プロジェクト」を継続実施し、教育力の向上に努めます。
- 青少年関係団体を支援し、青少年の健全育成、青少年の非行、被害防止を図ります。
- 「宇美町と扶余教育庁との学生相互交流に関する協定書」に基づき、「宇美町少年の翼」「扶余サピ少年団」交流事業を推進します。
- 青少年関係団体と連携し、青少年をめぐる非行や犯罪被害の予防・抑止、有害環境の浄化活動等を促進します。

【施策の取組状況】

4. 人権が尊重される教育の推進

○町民が心豊かに生活でき、一人ひとりが個人として尊重され、その個性や能力を十分に発揮できる差別や偏見のない社会を築くため、人権教育・啓発を実施した。

①宇美町人権問題啓発講演会等の実施

・宇美町人権問題啓発講演会

講師 石井めぐみ氏（女優）

演題「～もっと多くの人に知って欲しい！～ やさしい街 やさしい人」

参加者数 301人

・いきいき講座（中央公民館講座）における人権研修の実施

②宇美町人権教育推進協議会

・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、人権が尊重される心豊かな社会の実現に向け、行政、関係機関、団体と連携を図り、人権教育・啓発を推進

・7月人権問題街頭啓発

・人権問題啓発講演会、人権研究研修会等の参加

③宇美町学校園人権教育研究協議会

・福岡県人権教育・啓発基本指針にのっとり、差別の本質、実態を認識し、そこから深く学び、生活を高める未来を保障する教育の研究と推進

・各分科会の研究テーマによる研究

・人権問題啓発講演会、人権研究研修会等の参加

④宇美町人権擁護委員との連携

・人権擁護委員法に基づき、人権啓発活動、人権相談等実施

・町内での毎月2回の心配ごと相談などの人権相談

・12月人権週間において、各中学校生徒会生徒を一日人権擁護委員として委嘱し、人権学習、街頭啓発を実施

・子どもたちが協力しあって花を栽培することを通じて、「命を大切に作る心」や、「相手の立場を考える心」などを育てる、「人権の花運動」を井野小学校で実施

【今後の取組の方向性】

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や福岡県人権教育・啓発基本指針に基づき、人権尊重の理念を広く社会定着させるため、人権教育・啓発の推進を図ります。

○人権が尊重される教育の推進を図るため、宇美町人権教育推進協議会と連携し、人権問題啓発講演会や街頭啓発等の充実を図ります。

【施策の取組状況】

5. 健康で明るい町民の育成

○町民の健康づくり及びスポーツの振興を図るために、町民スポーツ大会（5/9 町民グラウンドゴ

ルフ大会、10/17 町民球技大会（壮年スローピッチソフトボール、ソフトバレーボール）、11/7 町民ウォーキング、12/5 町民卓球大会、2/20 町民駅伝大会を宇美町体育協会と共催し、実施した。

- 定期的にスポーツ施設を利用する団体（宇美町社会教育施設等定期利用団体）及び当該個人のために、学校施設（グラウンド6、体育館8）及び社会体育施設（グラウンド等9、体育館等5）を開放している。（グラウンド等利用団体 37 団体（2,139 人）、体育館等利用団体 99 団体（1,855 人））
- スポーツ外郭団体（宇美町体育協会、宇美町スポーツ少年団）の支援については、スポーツ施設の優先利用、施設使用料の減免（体育協会 20%減免、スポーツ少年団 100%減免。ただし、電気代は除く）及び団体運営補助金の交付を実施している。
- 子ども達を対象とした事業として、「チャレンジ子どもスポーツ塾」を実施している（3 年目）。対象児童は、小学生低学年とし、58 名が申し込み、コーディネーショントレーニング法を用いながら、各種スポーツ（サッカー教室、野球教室、テニス教室、空手教室、バドミントン教室、バスケット教室、合気道教室、グラウンドゴルフ教室）に幅広く関わられるように取り組みを行った。（延べ実施回数 24 回、延べ参加者数 1,718 人）

【今後の取組の方向性】

- 町民スポーツ大会の実施については、今後も宇美町体育協会と共催し、老若男女及び初心者でも気軽に参加出来る大会の開催を企画します。
- 学校施設開放事業については、スポーツ団体をはじめ、定期利用団体に対し、地域スポーツを振興するとともに、各学校の実情に即した施設開放を促進し、開かれた学校開放を推進します。
- スポーツ施設の優先利用の拡大を図り、施設使用料の減免を行うことで、スポーツ団体（宇美町体育協会、宇美町スポーツ少年団）への加入促進を図ります。
- 「チャレンジ子どもスポーツ塾」は、継続実施を行います。今後は、実施回数の増数及び利用者の増数を図り、子ども達のスポーツ離れの抑制及び運動能力の開発等についても推進を図ります。

【施策の取組状況】

6. 歴史と伝統に培われた町民文化の創造

- 文化振興や各種サークル活動を支援するため、文化協会と連携した5月の町民文化のつどい、宇美八幡宮放生会の商工まつり（10月15／16日）、糟屋地区美術展（宇美町）、福岡1ブロック芸術文化のつどい（須恵町）の開催協力を行った。
- 文化財所有者の了解を得て、宇美町文化財指定申請書が提出されたため、薩摩塔1件を町指定建造物とする諮問を文化財専門委員会へ提出。平成23年3月24日付けで文化財専門委員会より答申があり、町指定文化財7号とした。
また、町指定文化財のうち史跡竹亭が老朽化と風害のため崩壊したため、史跡地の地面作成と、建物部材の確保を行い、後日の竹亭の復元材料の保護を行った。
- 文化財の保護と啓発を図るため、遺跡地図作製カードの整理作業を進めている。埋蔵文化財の

調査では、遺跡の保存目的で範囲確認のために浦尻古墳群 3 号墳、一滴遺跡の調査、県道志免宇美線建設に伴う表田・世利口遺跡の 3 件の発掘調査を実施し、記録の保存を行った。

町内の各種開発に伴う事前審査では、開発予定地の文化財の有無の問い合わせが 246 件あり、その内 12 箇所の試掘を行った。

○大野城跡の今年度の土地買上事業は、四王寺字村上 104 番 12 の山林 2700 m²の 1 筆を購入した。大野城跡の史跡を活かした町づくりを目指して、近畿以西の古代朝鮮式山城や神籠石系山城を有する市町村が一同に会し、「古代山城サミット」が大野城市で開催され、サミット宣言を採択した。

○資料館の利用促進について、今年度は年間を通して、町民ギャラリーで町民サークル等の作品展示会 11 回、歴史民俗資料館企画展を 1 回開催した。歴史民俗資料館主催事業並びに小学校へのゲストティーチャーや出前講座、歴史講座、史跡めぐり等に 18 回学芸員を派遣した。歴史民俗資料館の今年度入館者は、前年度比 657 人増の 11,294 名である。

【今後の取組の方向性】

○文化振興に関しては、文化協会事業への支援を継続して行います。

○町内の町指定文化財の拡充を図るため、専門委員会で検討していくための、町指定文化財の選定作業と資料作成を行います。

○文化財の保護への理解を深めてもらうため、未整備であった遺跡地図の作製に着手し、平成 24 年度の完成を目指し、町内の遺跡分布調査、確認調査を実施します。今年度は遺跡の保存を目的として神領・浦尻古墳群と一滴遺跡、正楽遺跡を予定しています。開発の伴う調査では木川遺跡、表田・世利口遺跡等の調査を計画しています。

○大野城跡の平成 23 年度土地の買上事業は、前年度に続いて四王寺字村上 104 番 1 地内を計画しています。同地の買上げについては平成 24 年度で終了する予定であり、今後も計画的に買上を実施するのかを検討する必要があります。

○資料館の利用を促進し、歴史民俗資料館の利用者の利便性を図るため、埋蔵文化財、民俗資料をインターネット等で公開します。

第6 点検・評価に関する有識者からの意見について

井上 豊久（福岡教育大学教育学部教授）

I. 学校教育に関しては、重点施策であるコミュニティ・スクール制度が推進され、地域や保護者の参画が着実に進められており評価できる。地域に支えられる学校の仕組みづくりが整えられてきており、今後は実践の検証・改善や教職員や保護者・地域への啓発・研修の充実が求められる。「子ども読書の街」づくりの推進では、調べ学習コンクールや学校教育と社会教育の連携・融合などを含んだ全庁的・体系的な取り組みは全国的にも注目され、県内でも先駆的な取り組みとして評価できる。小中合同研修会を町内全校の授業公開へと変更し、より実践的な研修としたことは、教職員の日常的支え合いを重視し、高め合うことによる力量形成という視点から評価できる。また、これからも、さらなる教職員の心身の健康づくりのための環境整備が求められる。またスクールカウンセラーの充実に加え、学校サポート制度やスクールガードリーダー、そしてスクールソーシャルワーカーへの取り組みは今後も継続発展させていく必要がある。平成21年度20.5%から平成22年度12.3%となる残滓率の減少がみられるなど、食育に関する努力の成果がみられるが、中でも「弁当の日」は児童・生徒自身が取り組む内容をメニューの中から選べるという工夫がみられ、「お弁当の日チャレンジカード」では子どものコメントの他に保護者のコメントも入れられており、親子で話し合いができたといった成果もみられる。特色のあるこのような事業に関しては町や学校全体として検証・改善し、成果をアピールしながら継続して取り組むことが求められる。

II. 社会教育に関しては公民館のプログラムは比較的バランス良く実施されているが、今後は現在緊要とされている防災内容等も必要であろう。学習支援者派遣事業「まなびサポートうみ」は今後の発展の可能性が大きい、活躍の場の開拓や登録者の交流・研修の充実が不可欠である。文化・芸術・歴史等への取組は自治体を超えた「古代山城サミット」の実施や歴史民俗資料館の入場者数増、出前講座等への学芸員の派遣など一定の評価はできるが、今後は町全体で総合的に取組み、市民参画での文化・芸術活性化の視点からの振興条例や振興計画を策定していくことが緊要である。

「早寝早起き朝ごはん・読書活動・あいさつ運動連携プロジェクト」は生活習慣・読書・あいさつを有機的に結びつけ、調整も行われており評価できるが、さらにプロジェクトを全町的・相互作用的取組へとつなげていく工夫が求められる。全体として宇美町の教育重視の主体的取組は評価できる。短期的あるいは数字だけでは評価できないところもあるが、今後は昨年度意見にもみられるが具体的目標設定が不可欠であり、客観的指標の提示、有識者からの意見等に対しての具体的な対応を明確化していくことが求められよう。

南 博（北九州市立大学都市政策研究所准教授）

宇美町教育委員会において当「点検及び評価」が実施されて3回目となり、概ね初年度から共通した形式でとりまとめられている。事務の管理及び執行そのものについては、平成22年度も含めて全般的に良好と考えるが、「点検及び評価」の形態については十分ではないと述べざるをえない。特に町民への説明責任を充実させるためには、前年度の課題等も踏まえた上で客観的指標等による目標設定を行い、明確でわかりやすい基準に基づく事業効果分析と評価、課題整理及び今後の方向性の提示が必要であり、本町においてはこうした取り組みがまだ不十分と言えよう。ただし、毎年度少しずつ努力して改善が行われていることは認められるため、平成23年度以降のさらなる改善・充実を期待したい。この点を冒頭で指摘し、以下に主要施策について概観する。

「Ⅰ 豊かな心と健やかな体、確かな学力をはぐくむ学校教育の充実」については、現場の状況や実態をできるだけ踏まえた取り組みに努めていることがうかがわれる点など、全般的に良好と評価できる。特に、教育内容の充実や学校改革の推進に際し、町内の様々な主体や近隣の大学等との連携をより一層深め特色有る取り組みを行っている点は、学校教育の充実はもちろん、「新しい公共」による地域づくりという面からも評価できる。ただし、こうした取り組みの推進に際しては、関係者間の認識の相違等に起因する様々な問題の発生も想定されるため、十分なリスクマネジメントや、関係者間の情報共有等に努めていくことが求められよう。

「Ⅱ 生涯学習の視点に立った社会教育の推進」については、各施策とも、前年度に引き続き地域の特性と実状に応じた的確な取り組みを進めていることが認められる。

「宇美町子ども読書活動推進計画」に基づく取り組みについては、より一層計画の効果が発揮できるよう、地域一体となった活動の推進を期待したい。また、第177回国会においてスポーツ基本法が成立した。スポーツは教育や健康づくりに密接に関わるほか、地域の一体感や活力の醸成にも大きな役割を果たす。地域におけるスポーツ環境の充実等に、より一層努めていくことが求められよう。

(資料1) 宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、宇美町教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、町民への説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、毎年度策定する「宇美町教育施策要綱」で定める主要施策とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 点検及び評価は、前年度の「宇美町教育施策要綱」で定める主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 委員会は、施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会は、点検及び評価を行ったときは、その結果を取りまとめた報告書を作成し、宇美町議会へ提出するとともに、報告書を公表するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 平成20年度に実施する点検及び評価の対象は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年度に策定する「宇美町教育施策要綱」で定める主要施策とする。